平成３０年（フ）第９号
栃木県栃木市岩舟町曲ケ島103番地
債務者　藤橋　恵未
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第１４号
栃木県小山市犬塚４丁目16番地９、従前の住所栃木県小山市城東７丁目15番12号　レオパレスアルコバレーノ301号
債務者　宇都宮由紀（旧姓秋本）
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第１００号
東京都杉並区天沼２丁目32－９
債務者　公文　進二
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４９８号
東京都足立区六木３丁目12－４－103、前住所東京都江東区大島９丁目６－１－209
債務者　大廻　正美（旧姓但野）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６６号
東京都武蔵野市境南町１丁目25番４号エバーグリーン武蔵野103
債務者　髙橋　順子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２１５号
東京都立川市栄町４丁目16番地の５コアクレスト立川栄町305号
債務者　小西慎一郎
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２２０号
東京都八王子市戸吹町11番地４ラファミド八王子３号棟
債務者　北爪　克明
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３１６号
北海道旭川市豊岡12条10丁目６番19号
債務者　山本　詩香（旧姓杉森）
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１号
大分県中津市大字宮夫197番地１　市営宝門Ａ２住宅Ａ１棟　27号
債務者　小島　吉博
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午後２時
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４８号
静岡市葵区沓谷１丁目15番Ｂ－114号、旧住所静岡市葵区安倍口団地６番12－418号
債務者　大石　剛主
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５９号
静岡市葵区松富１丁目10番30号
債務者　影山　郁美
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８４号
静岡県牧之原市波津１丁目44番地１　スカイハイツ横山Ａ－203
債務者　石村　圭介
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０７号
静岡市葵区瀬名３丁目34番38号　アルカディア萩303号
債務者　岩根真由美
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６０１号
大阪府摂津市別府３丁目11－43　コージーコート藤103号、住民票上の住所大阪府池田市木部町56番地の12
債務者　坂上　　彰
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６８１号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目６番11号、前住所大阪市住吉区長居４丁目11番22－508号
債務者　西原　大吾
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部